

事務連絡
令和4年12月21日

各都道府県消防防災主管部長 様

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災デジタル・物資支援担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

大規模災害時における毛布のプッシュ型支援の手順等について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震が切迫するとともに、風水害が多様化・激甚化・頻発化しているところであり、災害時に避難者の生命・身体を保護するため、毛布等の寝具の備蓄が必要不可欠です（令和4年12月21日事務連絡「大規模災害時のための毛布の備蓄について」参照）。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和4年6月10日中央防災会議幹事会）等では、南海トラフ地震等大規模地震時、各被災地方公共団体において備蓄している毛布で対応することを前提に、それでは不足する場合、国において被災都道府県からの具体的な要請を待たないで物資を調達し、被災地に緊急輸送すること（以下「プッシュ型支援」という）となっています。今般、下記のとおり南海トラフ地震発生時におけるプッシュ型支援の手順等を取りまとめましたので、都道府県と市町村が十分に連携して、ご対応いただくようお願いいたします。

併せてこれらについて、管内市町村に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

表1は、南海トラフ地震発生時において想定される被災都道府県ごとの避難所避難者数の最大値を基にした受援側地方公共団体における毛布の不足量を示している。

表2は、南海トラフ地震発生時における応援側地方公共団体の備蓄残量を示している。

南海トラフ地震が発生し、大きな被害が生じた場合には、陸送が困難な北海道と沖縄県を除く全国の都道府県及び市町村から毛布を確保し、遅滞なく供給する必要がある。

このため、緊急災害対策本部の要請に基づき、消防庁は、別紙1のとおり応援側となる各都道府県に毛布の供給について協力を要請する予定である。要請を受けた各都道府県では、管内市町村と連携して、迅速かつ円滑に受援側となる各都道府県に供給すること。

また、平時においては、都道府県内の供給量、集約場所、集約方法などを都道府県毎に設定し、都道府県及び市町村が連携した訓練などを通じて、実効性を確保すること。

なお、プッシュ型支援における被災地方公共団体への毛布の供給については、国の予備費の対象となっており、国が費用負担を行うことを想定している。また、プッシュ型支援の流れは別紙2のとおり。

表1 受援側地方公共団体の毛布の不足量（最大想定）

	備蓄量		必要量 (C)	不足量 $C - (A + B)$
	都道府県 (A)	市町村 (B)		
南海トラフ地震 (受援側16県計)	407,444枚	2,652,672枚	7,470,000枚	4,409,884枚

表2 応援側地方公共団体の毛布の備蓄残量（最大想定）

	備蓄量		必要量 (C)	備蓄残量 $(A + B - C)$
	都道府県 (A)	市町村 (B)		
南海トラフ地震 (応援側31都道府県計)	2,014,386枚	7,610,569枚	2,640,700枚	6,984,255枚

※表1、表2ともに、備蓄量は、消防庁「地方防災行政の現況（令和4年）」(R3.4現在)より

※表1、表2ともに、必要量は南海トラフ巨大地震の被害想定について(R1.6)より算出(避難所避難者数×2枚)

【参考資料】関連法令・計画抜粋

【問合せ先】

●プッシュ型支援全般に関すること

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災デジタル・物資支援担当)

TEL:03-3503-2231

●避難所に関すること

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)

TEL:03-3501-5191

●地方公共団体における毛布の備蓄及びプッシュ型支援に関すること

消防庁国民保護・防災部防災課

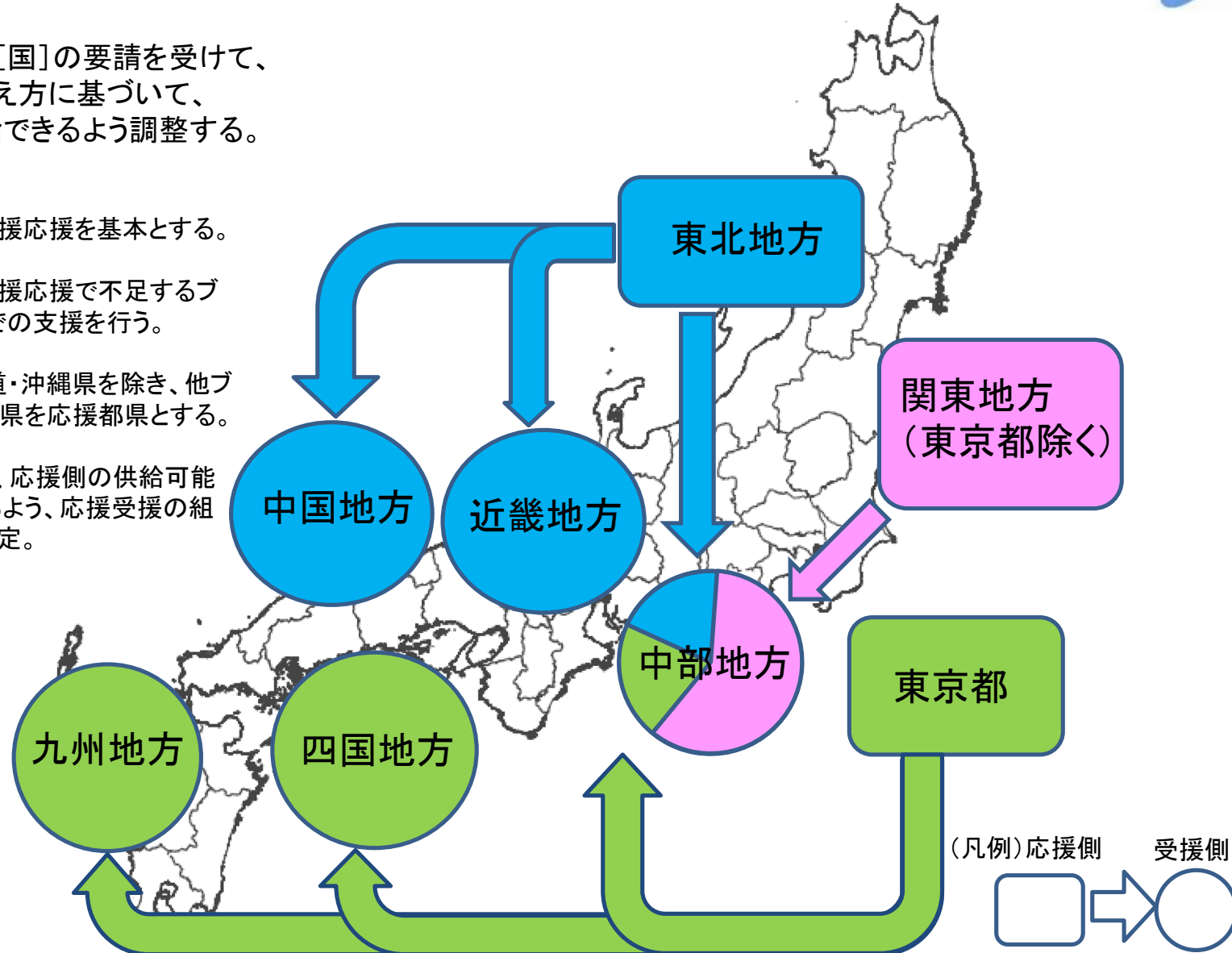
TEL:03-5253-7525

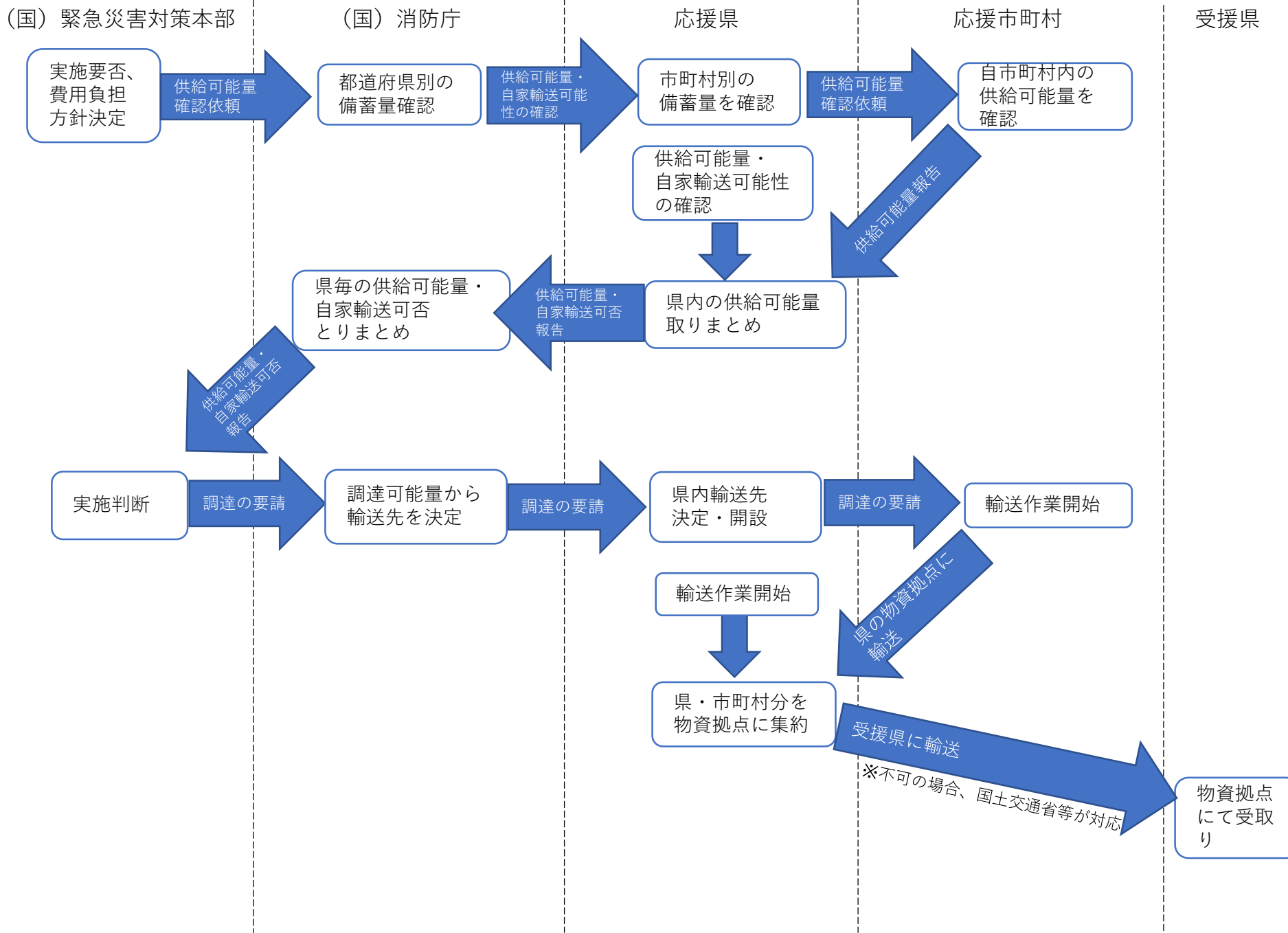
南海トラフ地震発生時の毛布の物資支援に関する検討案（たたき台）

緊急災害対策本部[国]の要請を受けて、
消防庁は以下の考え方に基づいて、
必要量を確保・供給できるよう調整する。

（考え方）

- ①ブロック単位での受援応援を基本とする。
- ②ブロック単位での受援応援で不足するブロックに対して、広域での支援を行う。
- ③陸送できない北海道・沖縄県を除き、他ブロックに供給可能な都県を応援都県とする。
- ④受援側の必要量が、応援側の供給可能量の7割程度に収まるよう、応援受援の組み合わせブロックを設定。





(参考資料) 関連法令・計画抜粋

災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 抄

第六節 物資等の供給及び運送

(物資又は資材の供給の要請等)

第八十六条の十六 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められる場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第八十六条の十七 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策必要物資の運送)

第八十六条の十八 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定

公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

防災基本計画（令和4年6月 中央防災会議）抄

第1編 総則

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

○災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

- ・災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

8 物資の調達，供給活動関係

(3) 指定避難所等

- 地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 地方公共団体は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要

請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

- 国〔内閣府，農林水産省，厚生労働省，経済産業省，消防庁，国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。

第2章 災害応急対策

第7節 物資の調達、供給活動

(3) 国による物資の調達、供給

- 国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所等までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。
- 国〔内閣府〕は、プッシュ型支援に当たり、予備費の対象となる標準的な対象品目を一覧として提示するとともに、災害に応じて対象品目以外の支援物資で予備費の対象となるものについて、速やかに国〔各省庁〕に周知するものとする。
- 国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和4年6月10日 中央防災会議幹事会）抄

第5章 物資調達に係る計画

1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- (2) このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする（以下「プッシュ型支援」という。）。その際、被災府県は、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（以下「プル型支援」という。）に切り替えるものとする。また、被災地における物資の供給体制が安定し、

被災府県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災府県による体制に移行するものとする。国は、物資調達・供給の実施にあたっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。

(3) 本具体計画では、発災直後に行うプッシュ型支援をはじめとする国による物資調達・供給の内容及び手順を明らかとする。

2. 対象となる被災府県

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている都府県のうち、多数の避難者が見込まれ、家庭等の備蓄や公的備蓄だけでは食料等が不足すると見込まれる被災府県を対象とする。

3. プッシュ型支援による物資調達

(1) 対象品目

① 緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省（以下「物資関係省庁」という。）がプッシュ型支援により被災府県に供給する基本となる品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品の8品目（以下「基本8品目」という。）とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症が発生している状況下においては、感染予防のためにマスク、手指消毒剤、パーティションなどの必要な支援物資に配慮する。なお、被災府県へのプッシュ型支援にあたり、予備費の対象となる標準対象品目は、別表5-4のとおりとし、災害に応じて対象品目以外の支援物資で予備費の対象となるものについては、内閣府は速やかに当該対象品目を各省庁に周知する。

(2) 実施手順

① 地方公共団体は、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」（以下「物資システム」という。）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係者間で共有し、備蓄物資の速やかな提供による被災者支援を行う。

② 発災後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援の実施要否とその費用負担方法を決定し、物資関係省庁に対して、調整先（関係業界団体、関係事業者、地方公共団体）との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。

③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、被災府県における広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、

受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を当該府県に伝達する。

- ④ 緊急災害対策本部は、具体計画に定める必要量の調達を、物資関係省庁に要請する。
 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には、被災府県と調整の上、具体計画に定める必要量を修正する。
- ⑤ 基本8品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ 大人用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

- ⑥ 緊急災害対策本部は、調達した物資の被災府県の各広域物資輸送拠点への配分量と到着予定日時について当該府県に情報共有する。
- ⑦ 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため物資システムを活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。
- ⑧ 各省庁のリエゾンは、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努める。

(3) 基本8品目の必要量

- ① 発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに、必要となる物資が被災府県に届くよう調整する。
- ② プッシュ型支援の必要量は、発災後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。具体的には、被害想定において検討された1週間の避難所避難者等の状況(被災府県ごとの最大値)を踏まえ、次頁の算出式により、別表5-1のとおり計画する。また、発災直後に推計されるDIS被害推計結果に基づき避難者数、避難所避難者数及

び上水道支障率の推計量を補正し、必要量を修正する。

- ③ 食料については、調理不要の食品を中心に、事態の進展に応じて調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。食料の調達・供給は、消費期限等を考慮し、原則として1日ごとの必要量をもって行う。
- ④ 毛布については、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるように調整する。
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から最大限の確保を行う。

6. 物資の輸送手段の確保

- (1) 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者(関係事業者、地方公共団体)が自ら広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保することを原則とする。
- (2) 自ら輸送手段を確保できない場合は、物資関係省庁の要請を受けて緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- (3) 港湾に物資を集約し、海上輸送によって輸送する方が効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、海上輸送拠点(受入港)を經由して、被災府県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。
- (4) 航空機により、速やかに被災府県に物資輸送する必要がある場合には、国土交通省が手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、別表3-3及び別表4に記載する空港を經由して、被災府県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。
- (5) 国土交通省が輸送手段を確保することが困難な場合には、緊急災害対策本部は、海上保安庁、防衛省又は消防庁に輸送を依頼する。
- (6) 物資関係省庁、地方公共団体及び国土交通省は、平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- (7) 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- (8) 警察庁は、緊急交通路の交通状況や道路啓開状況を踏まえ、緊急通行車両確認標章の交付対象車両の拡大や大型貨物自動車、事業用自動車等について規制から除外するなど物資輸送・供給を考慮した交通規制が行われるよう関係都道府県警察の指導調整を行う。

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和4年6月10日 中央防災会議幹事会） 抄

第5章 物資調達に係る計画

1. 趣旨

- (1) 首都直下地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- (2) このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする（以下「プッシュ型支援」という。）。その際、被災都県は、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（以下「プル型支援」という。）に切り替えるものとする。また、被災地における物資の供給体制が安定し、被災都県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災都県による体制に移行するものとする。国は、物資調達・供給の実施にあたっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。
- (3) 本具体計画では、発災直後に行うプッシュ型支援をはじめとする国による物資調達・供給の内容及び手順を明らかとする。

2. 対象となる被災都県

- (1) 都心南部直下地震において、多数の避難者が見込まれ、家庭等の備蓄や公的備蓄だけでは食料等が不足すると見込まれる被災都県を対象とする。

3. プッシュ型支援による物資調達

(1) 対象品目

- ① 緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省（以下「物資関係省庁」という。）がプッシュ型支援により被災都県に供給する基本となる品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品の8品目（以下「基本8品目」という。）を基本とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症が発生している状況下においては、感染予防のためにマスク、手指消毒剤、パーティションなどの必要な支援物資に配慮する。なお、被災都県へのプッシュ型支援にあたり、予備費の対象となる標準対象品目は、別表5-4のとおりとし、災害に応じて対象品目以外の支援物資で予備費の対象となるものについては、内閣府は速やかに当該対象品目を各省庁に周知する。

(2) 実施手順

- ① 地方公共団体は、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」(以下「物資システム」という。)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係者間で共有し、備蓄物資の速やかな提供による被災者支援を行う。
- ② 発災後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援の実施要否とその費用負担方法を決定し、物資関係省庁に対して、調整先(関係業界団体、関係事業者、地方公共団体)との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、被災都県における広域物資輸送拠点の開設状況(被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況)、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を被災都県に伝達する。
- ④ 緊急災害対策本部は、具体計画に定める必要量の調達を、物資関係省庁に要請する。緊急災害対策本部及び現地対策本部は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には、被災都県と調整の上、具体計画に定める必要量を修正する。
- ⑤ 基本8品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク又は 乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ 大人用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

- ⑥ 緊急災害対策本部は、調達した物資の被災都県の各広域物資輸送拠点への配分量と到着予定日時について当該都県に情報共有する。
- ⑦ 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため物資システムを活用するものとする。た

だし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。

- ⑧ 各省庁のリエゾンは、被災地の状況を踏まえ、被災市区町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努める。
- (3) 基本8品目の必要量

- ① 発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後3日目までに、必要となる物資が被災都県に届くよう調整する。
- ② プッシュ型支援の必要量は、発災後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。具体的には、都心南部直下地震の被害想定による1週間の避難所避難者等の状況（都県ごとの最大値）を踏まえ、次頁の算出式により、別表5-1のとおり計画する。
- ③ 食料については、調理不要の食品を中心に、事態の進展に応じて調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。食料の調達・供給は、消費期限等を考慮し、原則として1日ごとの必要量をもって行う。
- ④ 毛布については、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から最大限の確保を行う。

6. 物資の輸送手段の確保

- (1) 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者（関係事業者、地方公共団体）が自ら広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保することを原則とする。
- (2) 自ら輸送手段を確保できない場合は、物資関係省庁の要請を受けて緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- (3) 港湾に物資を集約し、海上輸送によって輸送する方が効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、海上輸送拠点（受入港）を經由して、被災都県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。
- (4) 航空機により、速やかに被災都県に物資輸送する必要がある場合には、国土交通省が手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、別表3-3及び別表4に記載する空港を經由して、被災都県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。
- (5) 国土交通省が輸送手段を確保することが困難な場合には、緊急災害対策本部は、海上保安庁、防衛省又は消防庁に輸送を依頼する。
- (6) 物資関係省庁、地方公共団体及び国土交通省は、平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくもの

とする。

- (7) 都県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- (8) 警察庁は、緊急交通路の交通状況や道路啓開状況を踏まえ、緊急通行車両確認標章の交付対象車両の拡大や大型貨物自動車、事業用自動車等について規制から除外するなど物資輸送・供給を考慮した交通規制が行われるよう関係都道府県警察の指導調整を行う。